

埼玉県企業局職員表彰要綱

(平成15年1月8日 公営企業管理者決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、別に定める場合を除き、企業局職員（組織上の単位を含む。以下「職員」という。）で優れた業績があり、他の職員の模範として推奨に値するものを表彰し、もって職員の勤労意欲をこう揚し、事務能率の向上を図ること目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当するものについて行う。

- 一 職務の遂行に当たり、相当な努力をし、優れた業績をあげたもの。
- 二 職員として企業局の業務運営に多大の貢献をし、その業績が優れたものであること。
- 三 その他職員の模範として推奨すべき業績又は善行のあったもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、公営企業管理者が表彰状を授与して行う。

- 2 表彰には、副賞を添えるものとする。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年1回定期に行う。ただし、特に必要がある場合は、臨時に行うことがある。

(表彰の内申)

第5条 第2条に該当するものがあるときは、所属長は公営企業管理者に内申するものとする。

(審査会)

第6条 表彰を公正かつ適切に行うため、企業局職員表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、被表彰者の選定について必要な事項を審議し、その結果を公営企業管理者に報告するものとする。
- 3 審査会は会長及び委員をもって組織し、会長には企業局長、委員には管理部長、水道部長及び総務課長をもって充てる。
- 4 会長は、審査会の議長となり、会務を総理する。
- 5 会長が欠け、又は会長に事故があるときは、管理部長がその職務を代理する。
- 6 審査会は審議に当たっては、必要に応じて、関係する課の長等の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第7条 表彰制度の周知及び実績のある職員の内申促進を図るため、審査会の下部組織として幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は、総務課主幹の職にある者をもって充てる。

4 幹事は、各所属において副課長級又は主幹級の職にある者のうち所属長の指定を受けたものをもって充てる。

5 幹事会は、幹事長が招集し、これを主宰するものとする。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会に出席するよう求めることができる。

7 幹事長は、幹事会における検討の結果を審査会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 審査会及び幹事会の庶務は、総務課において処理する。

(追賞)

第9条 この要綱により表彰される者が、表彰前に死亡したときは追賞し、表彰状及び副賞は、その遺族に授与する。

(雑則)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月18日から施行する。